

## 具体的な内容

- 勧誘時の重要事項に関する不実告知または故意の事実不告知を処分事由として業務停止命令を受けた事業者に対して次の指示が考えられる。
  - ① 既存顧客に対する勧誘時に重要事項に関する不実告知または故意の事実不告知を行っていた旨および重要事項に関する不実告知または故意の事実不告知により行政処分を受けた旨の通知
  - ② 顧客の意向を踏まえた適切な対応(返金等)の計画的な実施
  - ③ ①および②に関する取組状況の処分庁に対する定期的な報告(今回の改正で指示違反に対する罰則が引き上げられ、6月以下の懲役または100万円以下の罰金)。

21

## 行政による被害金の返還に関する諸制度

～消費者の財産被害に係る行政手法研究会～  
(H25報告書)

### 1、行政による返還命令

#### ① 債務の履行を命じる手法

ex 特商法の指示の場合、債務の履行を命じることができる

#### ② 行政処分に付随して是正措置を命ずる

⇒ 後述

### 2、行政が裁判所に申し立てる制度

ex 米国のSECやFTCの違法収益吐出し制度

22

## 前掲1、②の制度

(例)銀行法・保険業法等の業務改善命令

○ 保険業法132条等

2005～2008年に社会問題化した保険金不払い問題

→ 金融庁は業務停止命令10件業務改善命令51件を  
次々発出

:業務改善計画を提出し、自主的に支払

(保井俊之「保険金不払い問題と日本の保険行政・指向  
転換はなぜ起こったのか」日本評論社)

23

## PART V

改正景品表示法の課徴金と返金措置

24

## 集団的被害／集団的利益とは？

拡散的利益	<p>損失が生じたとは言えるが、その帰属の確定は困難な類型</p> <p>→ 裁判による救済は無理</p>	<p>例) 食品類の不当表示により相当年数・大量の商品の販売等が行われた</p>
集合的利益	<p>損害額とその帰属の確定は可能であるが、個々の金額は比較的少額である等の類型</p> <p>→ 裁判による救済は理論上可能ではあるが実際には割に合わない</p>	<p>例) 万病に効くという宣伝で健康食品を買い続けたが、実際には何の効果もないものであることが後の調査で判明した。</p>
個別的利益とその集合	<p>損害とその帰属の確定は可能であり、個別の訴訟をすることもできる類型</p> <p>→ 共通性が高いものと個別性が強いものとが含まれる</p> <p>→ 現在、裁判が行われているのはこの類型</p>	<p>例) 有利な金融商品という勧誘で買ったが、実際にはリスクが高いもので、元本が大幅に目減りしてしまった。</p>

25

## 集団的被害の類型と対応策

拡散的利益	<p>民事訴訟による対応困難</p> <p>→ 不当利益の吐出し制度</p> <p>→ 現状では課徴金制度 (景表法改正で導入したが、なお不十分)</p>
集合的利益	<p>訴訟が割に合わない点への対応</p> <p>→ 共通性がある場合には集合訴訟で対応可能</p>
個別的利益の集合	<p>現在の訴訟制度で対応している部分で、次のようになる。</p> <p>○ 共通性がある場合には、集合訴訟も可能性</p> <p>✳ 個別性が強い場合には、集合訴訟になじまず</p> <p>→ 弁護士・原告団型の集団訴訟</p> <p>→ 個別的に訴訟を展開</p>

26



## 課徴金納付命令と返金措置

所定の手続で返金措置を実施した場合

- ① 実施予定返金措置計画の作成・認定
- ② 返金の実施
- ③ 報告期限までに報告
  - a 返金合計額 < 課徴金額 → 減額
  - b 返金合計額 > 課徴金額 → 納付を命じない

27

## 消費者委員会答申の寄付制度

返金合計額 < 課徴金額の場合

- ・ この差額(以上)を国民生活センターに寄付すると課徴金は免除
- ・ 国民生活センターが景表法に関する消費者被害の防止や回復のための助成金を交付(消費者庁及び消費者委員会設置法附則5項)

28

## 今後の課題について ～ジャパンライフ事件を素材に～

行政等による資産凍結や破産申立

米国の違法収益の吐出し制度

29